

(様式第 1)

疑義照会(回答)票

照 会 日 平成 2 4 年 5 月 7 日

照会部署名 千代田年金事務所厚生年金適用課

照会担当者 アシスタントインストラクター (厚生年金適用課長) 小林 勉

連 絡 先

メールアドレス

業務実施部署の長の確認

成 田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2012—027	本部受付番号 No. 2012-27
-------------------------	--------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

賞与に係る報酬の取扱いについて

(照会に係る諸規程等の名称、条文番号)

健康保険法第 3 条第 5 項、厚生年金保険法第 3 条第 1 項第 3 号 昭和 36 年 1 月 26 日保険発第 7 号 昭和 53 年 6 月 20 日保発第 47 号 昭和 53 年 6 月 20 日保険発第 72 号

(内容)

1. 平成 24 年 4 月 1 日に給与規程を改正し、賞与の支給を年 2 回 (6 月、12 月) から年 4 回 (3 月、6 月、9 月、12 月) に変更しました。 (1) この事業所において、算定基礎月である平成 24 年 4 月～6 月の間は休職により全く給与を受けませんが、変更後の給与規程により平成 24 年 6 月の賞与を支給される場合、保険者算定を行い、従前 (平成 23 年度定時決定) の標準報酬月額により決定してよいでしょうか。従前の標準報酬月額は年 4 回の賞与にかかる報酬を含みませんが、これにより平成 24 年度定時決定の標準報酬月額を決定して差し支えないでしょうか。それとも、従前の標準報酬月額

に年4回の賞与にかかる報酬を合算すべきでしょうか。

- (2) (1)の者について、平成24年10月に昇給し平成25年1月の随時改定に該当する場合、年4回の賞与にかかる報酬を含めるべきでしょうか。
- (3) (1)、(2)について年4回の賞与にかかる報酬を含めないとすれば、この事業所の他の被保険者は年4回の賞与を報酬に含めていても、この者については含めず、平成24年9月1日～平成25年8月31日の間支給される賞与について賞与支払届を届け出る取扱いでよいでしょうか。
- (4) 平成24年度定時決定において年4回の賞与に係る報酬を含めて決定を行った者が、平成25年4月～6月の間、休職により全く給与を受けない場合の定時決定及び平成25年10月以降の随時改定において使用する年4回の賞与にかかる報酬は、平成24年定時決定において用いた報酬により算定を行ってよいでしょうか。
- (5) 賞与の算定対象期間について、休職していたため変更後の給与規程による平成24年6月の賞与の支払がない者の年4回の賞与にかかる報酬は、変更前の給与規程により平成23年12月に支払われた賞与を12で除して得た額でよいでしょうか。

2. 平成24年5月1日に給与規程を改正し、賞与の支給を年2回（6月、12月）から年4回（1月、4月、7月、10月）に変更しました。この場合、年4回の賞与にかかる報酬は、平成24年7月1日前に変更後の給与規程による支給実績がないため、平成24年7月1日前1年間に支給された額により算定することになり、変更前の規程により平成23年12月に支給された賞与を12で除して得た額でよいでしょうか。

<対応案>

- 1. (1)4月～6月の3ヵ月間のいずれも報酬を受けないときの保険者算定については、従前の報酬月額とするため、年4回の賞与にかかる報酬を含めることはできない。
- (2)昭和53年6月20日保発第47号1.(1)イにより、次期標準報酬月額の定時決定までは、報酬に係る賞与の取扱いは変わらないことから、年4回の賞与にかかる報酬を含めることはできない。
- (3)報酬に含めていないことから賞与支払届を届け出る取扱いによる。
- (4)(1)と同様の理由により従前の報酬月額とするため、平成24年度定時決定において用いた報酬により算定を行う。
- (5)昭和53年6月20日保険発第72号2.(1)アにより、変更後の給与規程による賞与の支払いがないため、変更前の給与規程により平成23年12月に支

払われた賞与を12で除して得た額とする。

2. (4)と同様の理由により、変更前の給与規程により平成23年12月に支払われた賞与を12で除して得た額とする。

(ブロック本部回答)

昭和53年6月20日付保発第47号・庁保発第21号により、賞与の支給が、諸規定等によって年間を通じ4回以上の支給が客観的に定められている場合における、賞与に係る報酬額の算定については、上記通知2に定められおり、(3)において「また、通常の報酬に著しい変動があり、随時改定(7月、8月又は9月の随時改定を除く)を行う場合は、新たに賞与に係る報酬の額を算定することなく、(1)又は(2)に基づき算定した賞与に係る報酬の額を変更後の通常の報酬の額に加算すること」とされていることから、毎年7月1日現在において算定することとなります。

本来であれば、7月1日現在において算定された賞与に係る報酬額を加算し、報酬月額を算定することとなりますが、当該事例においては、4、5、6月すべてについて給与の支給が無く従前の等級により報酬月額を算定するため、賞与に係る報酬額は加算されませんが、定時決定後に通常の報酬に著しい変動があり、随時改定(7月、8月又は9月の随時改定を除く)を行う場合には、7月1日現在において算定された賞与に係る報酬額を加算し、改定することとなります。

以上のことから、ご照会いただきました1(1)及び(5)については、年金事務所対応案のとおりとなりますが、(2)については、平成25年1月の随時改定時には平成24年7月1日現在において算定された賞与に係る報酬額を加算し改定を行い、(3)については、当該被保険者の標準報酬月額に、賞与に係る報酬額が加算されるまでの間は、賞与支払届を提出いただくこととなります。(4)については、定時決定時は従前の等級により報酬月額を算定することとなり、平成25年10月以降において随時改定に該当する場合には、平成25年7月1日現在において算定された賞与に係る報酬額を加算して改定することとなります。

また、2については、1(5)と同様の取扱いとなります。

しかしながら、保険者算定により定時決定を行った場合における賞与の支給が年4回以上となっている場合の取扱いが、諸規定等において明確に示されていないため、ブロック本部の見解でよろしいか、本部へ照会させていただきます。

回答日（又は本部への照会日） 平成24年5月21日
回答部署名 南関東ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援グループ
回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）軽部 美治
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

今泉

（本部回答）

定時決定の際、健康保険法第41条1項及び厚生年金保険法第21条1項の規定により算定することが困難な場合には、健康保険法第44条1項及び厚生年金保険法第24条1項により従前の報酬月額により保険者算定が行われます。

また、昭和53年6月20日保発第47号「健康保険法及び厚生年金保険法における賞与に係る報酬の取扱いについて」により、年4回以上の賞与が支給される場合の定時決定（7、8、9月の随時改定を含む）においては毎月支給される「通常の報酬」に「賞与に係る報酬」を加えて報酬月額を算定します。

このことから、4月から6月の3カ月間のいずれも報酬を受けない年4回以上の賞与が支給される場合の定時決定は、賞与に係る報酬が加えられることとなりますが、結果としては、従前の報酬月額により決定を行うこととなります。

したがって、1（1）については、従前の報酬月額により決定をします。1（2）については平成25年1月の随時改定時には賞与に係る報酬を加えて改定を行います。1（3）については、平成24年の定時決定以降の賞与支払届の提出が不要となります。1（4）についても従前の報酬月額により決定をしますが、この決定された報酬月額に含まれる賞与に係る報酬は平成24年7月から平成25年6月までに支給された賞与によるものです。

1（5）、2については年金事務所対応案の通りとなります。

なお、回答にあたっては、厚生労働省年金局事業管理課及び保険局に協議済みです。

回答日 平成25年 5月22日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 （一般）小玉 幸夫
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	佐野
---	----

(回答提供先)

○					
機構LAN掲載	相談センター	社労士会	健保協会	年金局	HP掲載